

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることが できる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>令和3年4月に、花き業界と産学金官の異業種が業界の壁を越え、各業界が得意とする技術や知見の融合による商品開発や情報発信等に取り組む、花き業界の活性化を図る組織として、「ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」を設立した。現在、当該コンソーシアムは、岐阜県のほか、県内花き生産者、花き関連組織、花き関連企業、一般企業、研究・教育機関、自治体・その他団体等、75者で構成されている。</p> <p>本契約は、ぎふ花と緑の振興コンソーシアムの事業に必要な経費である、負担金を支払うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>ぎふ花と緑の振興コンソーシアムの構成団体として、県が加入しており、ぎふ花と緑の振興コンソーシアム規約第26条の定めるところにより負担義務を負う。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>岐阜県は、当該コンソーシアムの構成団体であり、負担金の負担義務を負う対象は、コンソーシアムが唯一の団体である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。